

## 経営改善に 終わりなし

農業経営改善計画は、経営改善に関する5カ年計画です。5年経過後も更なる向上を目指し新たな計画を作成しましょう。詳しくは農政課へ。

# ★ ★ ★ 農業ひろさき ★ ★ ★

2012年10月1日  
(平成24年10月1日)

(第80号)

編集と発行

弘前市農業委員会

〒036-8551

弘前市大字上白銀町1-1

☎(0172) 40-7104

## 葛西市長へ要望書提出 農業委員会要請活動

葛西市長(左)へ要望する横沢  
会長(右)



市農業委員会は、平成24年第2回総会で決議した要望事項の実現に向けて8月22日、運営委員が市長室を訪れ、横沢由春会長が葛西憲之市長に要望書を手渡しました。

要望は①「農作物の鳥獣被害対策の継続と強化に関する要望」と、②「りんご経営安定対策事業に関する要望」の2件です。

要望書を受け取った葛西市長は、「鳥獣被害対策については、更に取り組みを強化する。その一つとして今後、西目屋村と連携してサル生態調査を行い、その結果を被害防止にいかしたい」、「りんご価格の下落に備えた事業の創設を国へ働きかけることについては、県へ最重点要望事項の一つとして要望している」と述べました。運営委員は要請事項について、葛西市長と意見を交わしました。

## 第29回中弘地区農業委員大会

中弘地区農業委員会連絡協議会(会長・横沢由春弘前市農業委員会会長)の第29回中弘地区農業委員大会が8月22日、市内ホテルで開かれ、提案された3つの議案は、いずれも原案どおり可決されました。

提案した議案は、①産地間競争に負けない極良食味米の育成に関する要望②戸別所得補償制度の法制化に関する要望③りんご経営安定対策事業に関する要望の3件です。

①は、県において「つがるロマン」を上回る極良食味で高品質、かつ耐冷性・耐病性を強化した、米の品種の育成を求めるもの。②は、戸別所得補償制度の法制化を含め、地域の実情を考慮し、安定的・継続的な制度にするよう国へ働きかけること。③は、国に対してりんご価格の下落に備えた事業を創設するよう働きかけること、県のりんご経営安定対策事業の県負担割合を引き上げ、加入者の負担軽減を図ることを求めるものです。

協議会では可決した要望事項の実現に向けて、関係機関へ働きかけていくこととしています。

第29回 中弘地区農業委員大会



あいさつする横沢会長

## 家族経営協定 4家族が調印

農業経営の方針や役割、休日などについて家族で取り決めて文書化する、家族経営協定の合同調印式が8月24日、中央公民館岩木館で開かれました。

協定を結んだのは、須藤悟さん(笹館)、千葉大地さん(松木平)、対馬正人さん(折笠)、村上智さん(高杉)の4家族です。

今回を含め、本市での家族経営協定締結数は91戸となります。

◆協定を結ぶことで、認定農業者制度の共同申請が可能になり、経営主に加え配偶者や後継者も認定農業者になることができるほか、農業者年金の加入にあたり保険料の国庫助成を受けることができるなどのメリットがあります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先 農業委員会農政係(市役所新館4階) ☎40-7104 中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室 ☎33-4821



4家族が決意を新たに

**適正着果・適期摘葉・適期収穫により、高品質りんごの生産に努めましょう!**

# 地域農業者と農業委員会との意見交換会開催

市農業委員会は、「地域農業者と農業委員会との意見交換会」を岩木地区で8月10日、相馬地区で8月24日に開催し、地区の農業団体代表や農業委員、農業委員会事務局職員が地域農業の振興などについて話し合いました。

岩木地区では、25人が参加。「若者だけの意見交換会を開いてほしい」「農業委員会と農地に関する情報交換をしたい」などの意見が出たほか、放棄された水田・水路の草刈りの問題について意見を交わしました。

相馬地区では、30人が参加し「地域のつながりが強い地区だが、最近は昔からのつながりが薄れてきている」「農協女性部の高齢化が心配」「農業政策は長いスパンでしっかりと」など様々な意見が出ました。

出された意見は、地域農業者からの生の声として、農業委員会活動に役立てていきます。

意見交換会の様子  
(写真上)岩木地区



(写真下)相馬地区



## 爆音機の使用に気をつけましょう

鳥獣による農作物被害を防ぐため爆音機を使用する場合、周辺住民の生活に支障をきたすことがありますので、使用の際は次のことに十分注意してください。

- ① 使用期間は必要最小限とする。
- ② 夜間や早朝の使用は控える。
- ③ できるかぎり間隔をあけて設定する。
- ④ 住宅付近での使用は極力避ける。



■問い合わせ先 農政課農産係 (市役所新館4階)  
☎40-7102

## 近年続く異常気象に備えて りんご共済『被害限定補償』 25年産受付中!



- 【対象となる災害】…風害・ひょう害・凍霜害
- 【対象となる割合】…畑ごと計算型(畑ごとの減収量で計算)は3割以上、畑ならし計算型(すべての畑での減収量で計算)は2割以上の被害から共済金が支払われます。
- 【農家負担額と補償額】…申込みは箱数単位となります。
- ★農家負担額は、およそ1箱50～80円(『ふじ』の場合)  
※品種・加入方式等によって異なります。
- ★補償額は最高でおよそ1箱2,350円(『ふじ』の場合)  
※品種によって異なります。
- 国が掛金の半分をあらかじめ負担!
- 防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引!
- 弘前市が農家負担額(賦課金を除く)の15%を助成いたします!
- ★ 25年産加入申込みの受付中です。加入を検討している方、内容を詳しく知りたい方は下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先 ひろさき広域農業共済組合果樹課  
☎28-5700

## 弘前市独自の農産物等 放射線モニタリング調査 昨年度に引き続き実施中!

市では、福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故に伴う農産物等への風評被害を防止するため、昨年度に引き続き、農産物等放射線モニタリング調査を市内12カ所で、7月から11月まで毎月1回実施しています。8月の調査結果は下記のとおりです。

### ◆8月28日調査結果【放射能検査】

りんご6カ所、水稲1カ所、桃1カ所、トマト1カ所、嶽さみ1カ所、ピーマン1カ所、清水森ナンバ1カ所の計7品目、12カ所で実施し、全てにおいて、放射性セシウムは検出されませんでした。

### ◆市ホームページ

現在までのモニタリング調査の結果等については、市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

■問い合わせ先 農政課農産係 (市役所新館4階)  
☎40-7102

### 【モニタリング調査結果書の利用について】

市の放射線モニタリング調査結果書は、弘前市で生産された農産物を出荷する際、放射線についての安全性証明書としてご活用いただけます。

モニタリング調査結果書の原本証明を希望される方は、上記へお問い合わせください。

# 弘前りんご博覧会 2012年 秋、弘前の街はりんご色に染まります。


**主な催し(日程・場所) 開催期間 10月1日～11月30日**

りんご音楽祭	10月 6日	りんご公園
りんご節世界大会	10月 8日	りんご公園
りんごハロウィン	10月20日・21日	土手町周辺ほか
りんご映画祭	10月26日～28日	弘前中三(土手町)8Fスペースアストロ
弘前りんご収穫祭	11月 3日～11日	りんご公園
りんごカクテルパーティー	11月25日	旧弘前偕行社(御幸町)
まちなかりんご装飾	開催期間中	JR弘前駅前、土手町周辺ほか
りんごアート	制作…10月、展示…11月2日～25日	土手町通り

2012年秋、弘前はりんご一色に染め上がります。食・街並み・アート・イベントなど、あらゆる場面にりんごをちりばめ、広く内外にアピールします。例年開催されているアップルマラソン、津軽の食と産業まつり、弘前城菊と紅葉まつり、弘前マルシェフォーレなども連動した催しで、弘前が誇る文化「りんご」を発信していきます。  
**■問い合わせ先** まちなかりんごだらけ実行委員会(市役所新館5階 観光物産課内)  
 ☎35-1111 内線535

## 収穫祭の弘前マルシェ

**日時** 10月28日(日) 午前9時開場 午後2時終了  
**場所** えきどてプロムナード (JR弘前駅から上土手町を結ぶ歩行者専用道路)



市では、弘前産の米と野菜の消費拡大を図るため、「収穫祭 in 弘前マルシェ」を開催します。弘前マルシェFORETと連携して、市内の農家の皆さんが生産した米や野菜、りんごなどを販売するほか、抽選会などのイベントを用意して、皆さんのご来場をお待ちしております。入場は無料ですので、ご家族そろっておいでください。

**◆催事内容**  
 米、野菜、りんご、農産物の加工品などの販売  
 新米試食会、抽選会など

**■問い合わせ先**  
 農政課農産係(市役所新館4階)  
 ☎40-7102  
※付近の駐車場は混み合いますので、なるべくバスのご利用や自家用車の相乗りでのご来場にご協力ください。

昨年の様子

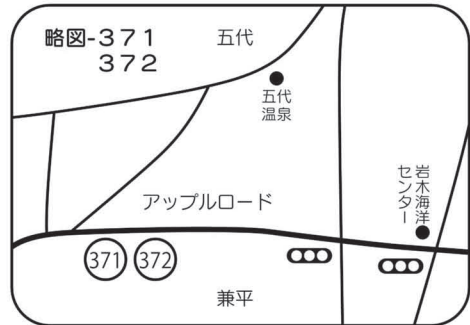
## 平成24年度担い手等育成 事業費補助金のお知らせ

農業者で組織された団体による、地域農業の維持及び発展を目的とした研修や交流活動等に対し、その経費を助成します。

- ◆補助対象団体 市内に住所を有する農業者5人以上で組織された団体
- ◆補助対象経費 謝金、旅費、通信運搬費、使用料・賃借料等
- ◆補助率 補助対象経費の実支出額の2分の1(上限10万円)
- ◆申請期限 平成25年2月1日(金)
- 問い合わせ先 農政課農業振興係(市役所新館4階) ☎40-7102



## 農地 流動化情報 (新規)



申出区分	略図	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望売却価格	備考
売りたい	371	兼平字	畑	りんご	14.46a	50万円	価格は交渉次第
	372	林元林添	畑	りんご	12.64a	100万円	

- 取扱窓口及び問い合わせ先**
- ①農業委員会農地係(市役所新館4階) ☎35-1111 内線489
  - ②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階) ☎35-1111 内線611
  - ③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階) ☎35-1111 内線841



# クマに注意

クマの目撃情報や食害情報が多くなっています。作業中被害に遭わないために、次のことに注意しましょう。

- クマが出没するおそれのある山際付近の作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。
- 笛や鈴、ラジオなど音のするものを身につけたり、爆竹を鳴らして存在を知らせる。
- 廃棄した果樹・野菜を放置しておくとかマを引き寄せの原因となるので、焼却や埋却で適切に処分する。

### 【クマに遭遇したら】

- クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。
- 大声を上げたり、攻撃したりしない。
- 子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけても近寄らない。

■問い合わせ先 農政課農産係  
(市役所新館4階) ☎40-7102

## 出稼ぎする皆さんへ ～商工労政課からのお知らせ～

①出稼労働者手帳の交付を受けましょう  
「出稼労働者手帳」は、出稼労働者としての身分証明書となるものです。出発前には、必ず手帳の交付を受けましょう。

◆申請窓口 市役所本庁舎市民課、岩木・相馬各総合支所の民生課、各出張所

②健康診断を受けましょう  
自分の健康状態をチェックしてから出発しましょう。

◆受診料 3,800円(受診料6,810円のうち、市が3,010円を負担しています)

◆受診場所 指定医療機関(「健康と福祉ごよみ」に掲載しています)

◆検査項目 既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長・体重・視力・聴力の検査、胸部X線検査、血圧測定、血液一般検査、肝機能検査、血中脂質検査、代謝系検査、尿検査、心電図検査

※受診の際には「出稼労働者手帳」をお持ち下さい。

また、検査結果が分かるまでに数日かかるものもあります。余裕を持って受診しましょう。なお、診断の結果、治療が必要とされたときの費用は自己負担になります。

■問い合わせ先 商工労政課労政係(市役所新館6階) ☎35-1111内線254

## 農業用軽油引取税免税証の 交付申請について

中南地域県民局県税部では、平成25年に使用する農業用軽油引取税免税証の交付申請を、次のとおり受付します。申請書等の用紙は、中南地域県民局県税部及び各農協に用意してあります。申請が遅れると、免税証の交付も遅れることとなりますので、受付日を必ず守り、必要書類を添えて申請してください。

### ◆受付月日

○岩木・相馬地区にお住まいの方…11月27日(火)

○弘前地区にお住まいの方……………11月29日(木)

◆受付時間 午前9時30分～午後4時

◆受付場所 弘前合同庁舎本館2階連携部会議室(蔵主町4)  
※例年と場所が異なりますので、ご注意ください。

■問い合わせ先 中南地域県民局県税部課税第一課

☎32-1131 内線228

### ■必要書類等

書類	申請者	個人・共同			組合・法人		
		新規	継続	更新	新規	継続	更新
1 簡易書留封筒(390円分の切手貼付のもの) ※1		○	○	○	○	○	○
2 免税軽油使用者証(共同)交付申請書 ※2		○		○	○		○
3 免税証交付申請書		○	○	○	○	○	○
4 免税軽油所要数量計算書		○	○	○	○	○	○
5 農業委員会発行の耕作証明書		○	○	○	○	○	○
6 免税軽油使用計画書(様式任意) ※3		△	△	△	○	○	○
7 免税軽油使用実績書・受払書(様式任意) ※3			△	△		○	○
8 組合(法人)の定款・規約・商業登記簿謄本等					○		
9 組合員名簿(全員の押印があるもの)					○	○	○
10 使用機械譲渡証明書(販売証明書) ※4		○		△	○		△
11 400円分の県紙貼付の県税関係証明等原簿		○		○	○		○
12 誓約書		○		○	○		○
13 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例申請書 ※5		△	△	△	△	△	△
14 前回交付の免税軽油使用者証			○	○		○	○
15 免税軽油の引取り等に係る報告書			○	○		○	○

- …提出が必須です。△…※3～5をご覧になり、該当する方は提出が必要です。
- ※1 免税証の交付枚数が多い方は、切手代が390円を超える場合がありますので不足のないようにしてください。
- ※2 使用者証の名義が変わる場合には、新旧の名義人の関係を証明する書類(住民票等)が別途必要になります。
- ※3 個人・共同の申請者で、使用計画のある場合は、提出してください。
- ※4 使用機械に変更のある方については、更新の申請となり、新しい機械の譲渡証明書が必要です。
- ※5 特例(報告書を6ヵ月分まとめて提出することができます)申請を希望する場合は、提出してください。

## わら焼きは 止めて!

わら焼きの煙は、  
みんなの迷惑!

わら焼きにより発生する煙は、地域住民の健康を害したり、交通の妨げになるなど、社会的に大きな問題となっており、農業のイメージダウンにつながります。稲わらふりーでんへの提供、水田へのすき込みや堆肥、家畜の飼料や敷きわらなど有効活用に努めましょう。

■問い合わせ先 農政課農産係(市役所新館4階)

☎40-7102